

川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を  
改正する条例の制定について

川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正  
する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 1 月 26 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例の一部を  
改正する条例

川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例（平成26年  
川崎市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」と  
いう。）の利用開始前の健康診断」を「次の表の左欄に掲げる健康診断又は健  
康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規  
定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診  
断等」という。）」に、「当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の」  
を「当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる」に、「利用開始時の」  
を「、同欄に掲げる」に、「児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康  
診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等」に改め、同項に次の表を  
加える。

児童相談所等における乳児又は幼児の利用開始時の健康診断等	当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断又は健康診査
------------------------------	---------------------------------

児（以下「乳幼児」という。）の 利用開始前の健康診断	利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健 康診断又は臨時の健康診断

第26条第2項中「保育士（）の次に「法第18条の29に規定する地域限  
定保育士及び」を加える。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 参考資料

#### 制 定 要 旨

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、家庭的保  
育事業を行う場所に置くべき家庭的保育者の資格要件及び小規模保育事業所A  
型等に置くべき保育士の資格要件に地域限定保育士を加えること、家庭的保  
育事業者等は、乳児又は幼児の健康診査の内容が利用開始時の健康診断等の全部  
又は一部に相当すると認められるときは、当該健康診断等の全部又は一部を行  
わないことができることとすること等のため、この条例を制定するものである。